

補聴器の購入費を助成します

【仙北市高齢難聴者補聴器購入費助成事業】



加齢による聴力低下へ早期に対応し、社会交流を図りながら住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に対して補聴器購入費の一部を助成します。

助成対象者（次の全てに該当する方）

- ☑仙北市に住所登録をしている、満 65 歳以上の方
- ☑原則両耳の聴力が 40 デシベル以上であり、補聴器の必要性を認める医師の意見書を得ることができる方
- ☑聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方

※聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている方は、障害者総合支援法による補聴器購入助成を受けることができます。

助成の内容

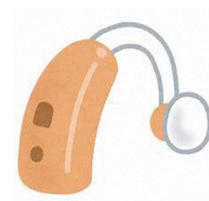
補聴器購入費の 2 分の 1 を助成します。

☞助成対象者が住民税課税の方（上限 20,000 円）

住民税非課税の方（上限 25,000 円）

注）両耳購入であっても 1 台分のみの助成となります。

- ・管理医療機器としての補聴器本体と最低限の附属品を助成対象とします。
- ・集音器の購入費、附属品のみの購入費及び補聴器の故障、修理、メンテナンス等は助成対象外です。
- ・受診、検査費用、文書料及び送料等は自己負担です。



申請・購入する前に…

※医師の指示なく申請前に購入された補聴器は助成対象外です。

※補聴器は高額なものがあり、個々の聴力に合わせて調整されるもので返品できないことがあります。また、使い始めてすぐ効果が出るとは限らないため、難聴の種類によっては『聞こえのトレーニング』を行う必要があります、購入を検討する際は、家族・医師・補聴器の専門家等によく相談してください。

【申請から助成までの流れは裏面参照】



【問合せ先】

仙北市役所 角館庁舎
長寿支援課 長寿いきがい係
TEL：43-2281

申請から助成までの流れ

①補聴器購入意見書の入手

市役所各窓口で★補聴器購入意見書（市指定の様式）をお渡しします。

②耳鼻咽喉科を受診（聴力検査）

①でお渡しした★補聴器購入意見書を持参し、耳鼻咽喉科を受診します。

聴力の検査等を行い補聴器の装用が必要と認められたときは、医師に意見書を書いてもらってください。注）受診料・検査費用・文書料等は自己負担となります。

③市役所窓口へ提出

★補聴器購入意見書を持って市役所窓口にお越しください。

助成の対象となるか確認のうえ、対象となる場合は申請に必要な申請書をお渡しし、今後の助成までの流れ等についてご説明します。

④補聴器を購入

★補聴器購入意見書を持参のうえ、認定補聴器専門店または認定補聴器技能者から補聴器を購入し、**助成対象者本人宛ての領収書（※）**をもらってください。

※領収書は、品目・金額・購入日が確認できるものに限りです。

⑤申請書等の提出

補聴器を購入してから１年以内に、下記の申請書類一式をそろえて市役所各窓口へ提出してください。

○高齢難聴者補聴器購入費助成申請書（様式第１号）

○補聴器購入意見書（様式第２号）

○補聴器を購入した領収書原本（窓口でコピーをとります）

⑥助成金の交付決定

審査の結果、助成が認められた方には交付決定通知書をお送りします。

⑦請求書の提出

助成決定通知書が届いたら、下記の請求書を窓口へ提出してください。

○高齢難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第５号）

※請求書は⑤の時点で申請書等と一緒に提出して差し支えありませんが、その際は請求書に日付を入れないようにしてください。

⑧助成金の振込

請求書提出後概ね１ヶ月以内に本人名義の指定口座に振り込みます。

注）予算額に達し次第、申請受付を終了しますのでご承知おきください。

翌年度以降の助成案内については、HP・広報等でお知らせします。